

## 養育里親

# 里親の要件等

### 認定要件

次の①から③のいずれにも該当する者

① 養育里親研修を修了したこと

※ 里親としての委託経験や児童養護施設等の職員としての経験など一定の要件を満たす場合は研修の一部を免除することができる。

※ 施行日前5年間(平成16年4月1日以降)に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

② 養育里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと

③ 経済的に困窮していないこと

### 欠格事由

① 成年被後見人又は被保佐人

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

③ この法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

※ 上記以外の法律(案)

**社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法**

④ 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者

- ・ 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出を依頼する等により適宜確認する。
- ・ 養育に関し著しく不適当な行為を行っているか否かなどについては、上記のほか、従来通り家庭訪問等により把握。
- ・ なお、次ページに記載するように、申請の際に、過去里親であった者については、その旨を把握するようにし、他の都道府県から照会等があった場合については、適宜協力して対応するものとする。

### 更新期間

- 養育里親名簿の登録の有効期間は5年とする。(5年を経過する日までに、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき又は研修が行われているが、研修の課程の全部が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)

※ 現に要保護児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が認めたものについては、更新研修の一部(実習)を免除することができる。

- 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認の上、養育里親名簿に登録する。

## 養育里親を申請する際に申請書に記載する事項

- ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ② 同居する者の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
- ④ 養育里親になることを希望する理由
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 従前に里親(施行日前における里親も含む。)であったことがある者についてはその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合にはその都道府県名
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項

※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能

※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜都道府県において把握する。

## 申請書に添付することが必要な書類等

- ① 申請者及び同居者の履歴書
- ② 申請者の居住する家屋の平面図
- ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- ④ 申請者及びその同居者が欠格事由に該当しないことを証明する書類等(誓約書等を含む。)
- ⑤ その他都道府県において必要と認めるもの

※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能

## 養育里親名簿に登録する事項

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ④ 養育里親研修修了年月日(直近のもの)
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童を委託されることを基部雄する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親である場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項

※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜養育里親名簿などに記載するか養子縁組によって養親となることを希望する者を記載する名簿にも記載するか等により対応

※ 登録事項について変更があった場合には、養育里親は都道府県に届け出ることとし、変更をその都道府県において名簿に記載。

## 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④のいずれかの場合に該当することとなったときは、それぞれに定める者は、その日(①については、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。
  - ① 死亡した場合 相続人
  - ② 成年被後見人又は被保佐人となった場合 その後見人又は保佐人
  - ③ 欠格事由②～④に該当した場合 本人
  - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に登録している事項に変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

## 養育里親の取消要件

- 都道府県知事は次のいずれかの場合に該当するときは、養育里親名簿の登録を削除しなければならない。
  - ① 養育里親から取消の申出があった場合
  - ② 届出事項①の届出があった場合
  - ③ 届出はないが、届出事項①に規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
  - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を削除することができる。
  - ① 法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
  - ② 法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

## 委託児童の人数の限度

- 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。  
※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

# 専門里親

## 認定要件

養育里親であるもののうち、次の①から③のいずれにも該当する者

①次に掲げる要件のいずれかに該当すること

ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有する者

(施行日において里親である者については、改正前の里親として委託された期間を含む。)

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認めた者

② 専門里親研修の課程を修了している※こと

③ 委託児童の養育に専念できること

※ 養育里親(欠格事由に該当していないこと、経済的に困窮していないこと)としての要件は満たされていることが前提。

※ 上記①イ、ウに掲げる者のうち、養育里親研修を受けていないものについては、専門里親研修を修了したことをもって、養育里親研修を修了したもののみなす。

## 更新期間

○ 専門里親の登録の有効期間は2年とする。(2年を経過する際に、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき又は行われているが、全ての課程が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)

※ 専門里親の更新研修を受講した者は、これをもって養育里親の更新研修を受講した者とみなす。

○ 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認して、養育里親名簿に専門里親として登録する。

## 欠格事由・申請・登録等

・ 欠格事由については養育里親と同様のものであり、養育里親と同様の方法で確認等を行う。

・ 申請書については、養育里親の申請事項として必要な事項に加え、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当すること、専門里親研修を修了した年月日(修了する見込みの年月日)を記載しなければならない。

・ 申請時の添付書類については、養育里親の申請に必要な添付書類のほか、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当することを証する書類、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類を申請書に添付すること。

・ 都道府県は、養育里親名簿に専門里親である旨を記載すること。

※ 専門里親に必要な要件に該当しなくなった場合には、専門里親である旨の記載を削除する必要があること。

## 専門里親の対象児童

○ 次の①から③のいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めた者

① 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童

② 非行等の問題を有する児童

③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

## 委託可能人数

○ 専門里親の対象児童については、2人まで。

○ 委託児童全体の人数については、養育里親と同様

※ 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。

※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

## 委託児童を養育する期間の限度

○ 専門里親の対象児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは当該機関を更新することができる。

## 養子縁組によって養親となることを希望する里親

### 認定要件

- 要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する者であること。
- その他の要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。  
(例)養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

### 申請・登録等

- ・ 養育里親に準じて申請・登録等を行う。
- ・ 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

-13-

## 親族里親

- 当該要保護児童の3親等以内の親族であること
- 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待されないこと
- その他要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。  
(例)養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

### 申請等

- ・ 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

# 里親登録等の事務の流れ

※ 平成20年3月14日全国家庭福祉施策担当係長会議資料としてお示したものに加筆・修正したもの

# 新たな制度における認定の大まかな流れ(案)

短期里親は養育里親へ吸収、  
専門里親は基本的にそのまま  
新制度の専門里親とみなす

一定の受託経験、児童福祉に  
関わる業務について相当の経  
験を有する者等については、研  
修の一部を免除

5年経過後には更新研修を  
受講する必要がある

里親希望者※※

-145-

選択

養育里親を希望する者

研修受講

家庭訪問※  
欠格事由非該当確認

都道府県児童福祉審議会  
への諮問※

養育里親名簿へ記載  
(5年有効)

マッチング・里親委託

措置解除

養子縁組によって養親とな  
ることを希望する者

家庭訪問※

必要に応じて適宜研修  
実施

都道府県児童福祉審議会  
への諮問※

都道府県の名簿へ登録

マッチング・里親委託

養子縁組

里親支援機関等による支援

研修は義務化されないが、  
必要に応じて実施

※ 新制度移行時に既に里親登録されている者については、省略可  
※※ すでに里親登録されている者も含む



通知事項(例)

- ・養育里親と養子縁組里親を選択する必要がある。事務の都合上、いったん、21年3月中に、いずれを選択するか、まだ選択しないか申し出てほしいこと
- ・今回決めない場合には、平成22年3月中に決める必要があること。(養育里親を希望する場合は、研修の都合上、22年〇月(研修申込期限)までに決める必要があること)
- ・養育里親を選択する場合には、研修を受講する必要がある、直近の研修は21年〇月〇日(研修を実施する日時)に実施されるので、希望する方は同封の申込書で申し込むこと  
(一部又は全部を免除される場合もあるので、都道府県に相談すること)
- ・不明な点があれば都道府県に相談すること

都道府県等における事務

# 既登録者に関する事務

- 既登録者については、基本的にすでに家庭訪問や都道府県児童福祉審議会などの手続きは済んでいるはずなので、再度行う必要はない。ただし、都道府県において必要と判断すれば適宜実施する。
- 欠格事由については、誓約書提出を依頼すること等により対応。  
(他に証明書类等確認方法があればそれによってもよい)

- 既登録者なので、基礎研修は必要ない(認定前研修のみ)
- そのほか、すでに自治体で実施済の研修等が認定前研修の要件を満たしている場合やすでに子どもを受託している里親の場合については、研修の一部又は全部を免除することが可能。

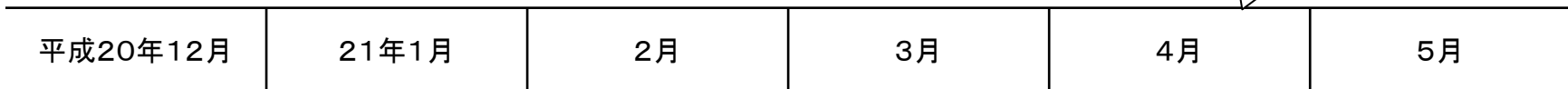
- 施行(21年4月)時点で選択できていない既登録者については、引き続き、次回の研修実施時を通知するとともに、平成22年3月までに研修を終える必要がある旨を通知する。
- すでに子どもを受託している里親のうち、選択していない里親については、特に早めを受講した方が里親手当が増額することを知らせる

制度変更に関する  
通知送付

(※)養育里親研修実施

研修修了証

載 養育里親登録名簿記



里親が行うこと

養育里親希望者の申出及び研修申込み

請 養育里親登録申

(新)養育里親  
(5年間)

- 養育里親を選択する場合には、その旨の申出及び研修の申込みを行う。
- 養子縁組を前提とする里親を選択する場合には、21年3月中にその旨を申出。

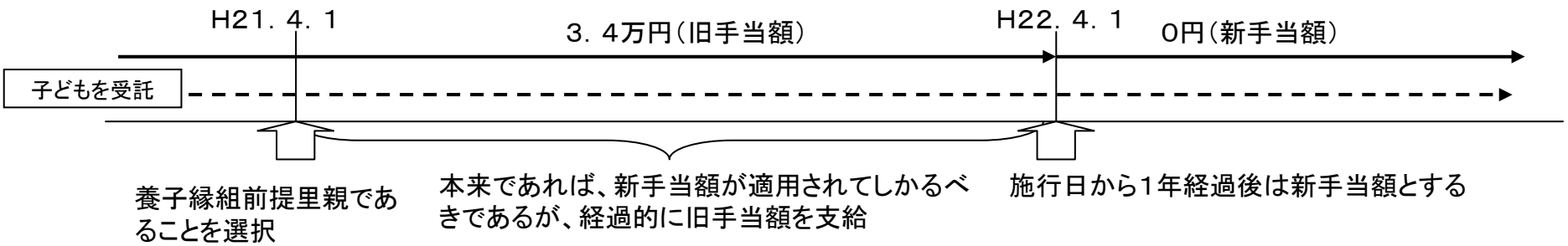
養子縁組によって養親となることを希望する者であることの申し出

養子縁組によって養親となることを希望する者として登録

# 里親手当の取扱い等について

# 里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

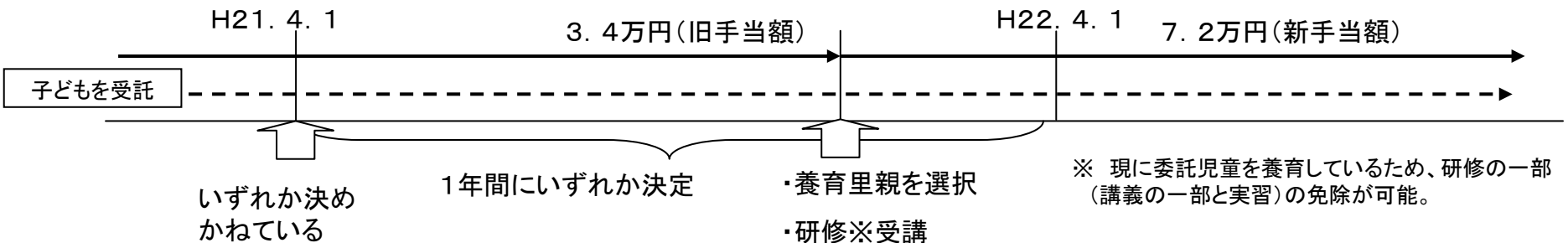
## ① 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組を前提としている旨を申し出た場合



・施行日までに申し出があった場合には、養育里親名簿には氏名等を記載せず、養子縁組によって養親となることを希望する里親を記載する名簿などを都道府県において作成し、これに氏名等を記載する。

・施行日においてすでに子どもを委託されている里親については、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出た場合であっても、手当については、施行日から1年間は暫定的に3.4万円を支給する(委託解除された場合を除く。)

## ② 施行日に現に子どもを受託しているが施行日までに養子縁組を前提とするか、養育里親となるか申し出ない場合



・施行日までにいずれも申し出がない場合には、養育里親とみなされる。

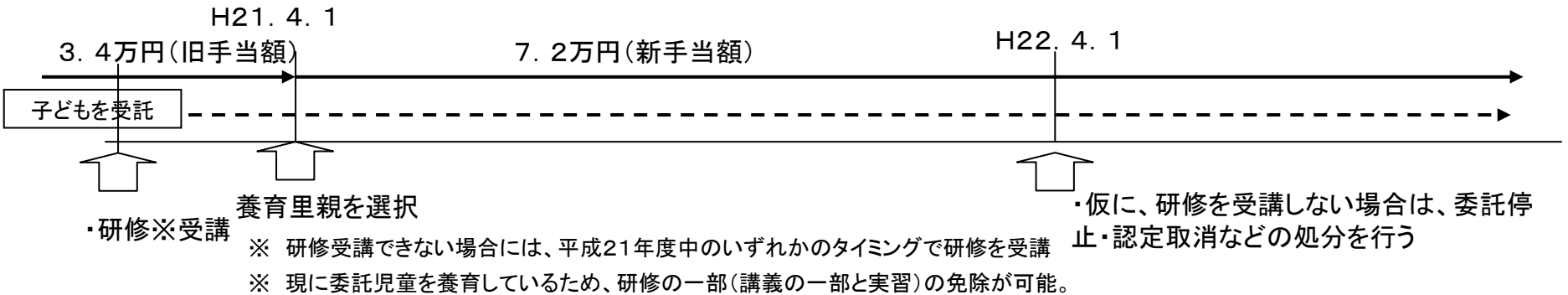
・平成22年3月31日までの間に、養育里親研修を受講するか、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、いずれかを選択してもらう。

※ 研修を受講するまでの間は旧里親手当とする。

・平成22年3月31日までにいずれも行わない場合には、養育里親登録を取り消す。

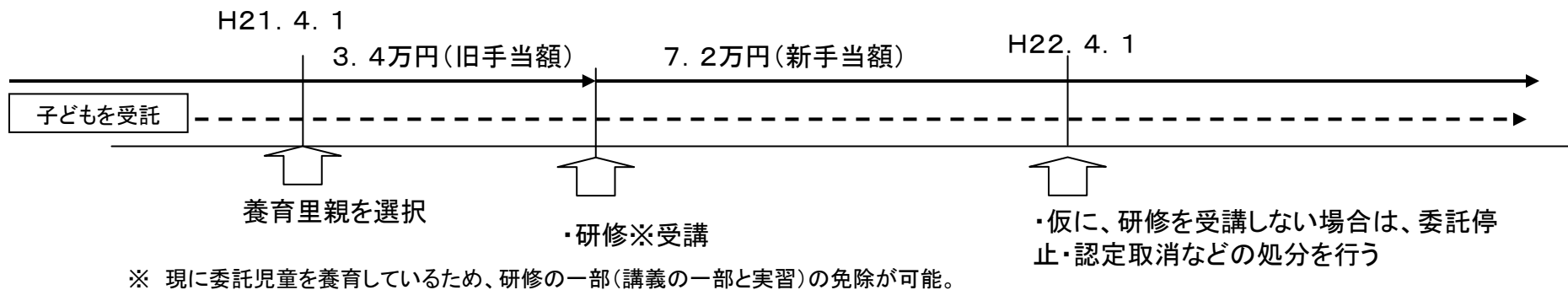
# 里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

## ③ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出た場合(施行日前に研修を受けた場合)



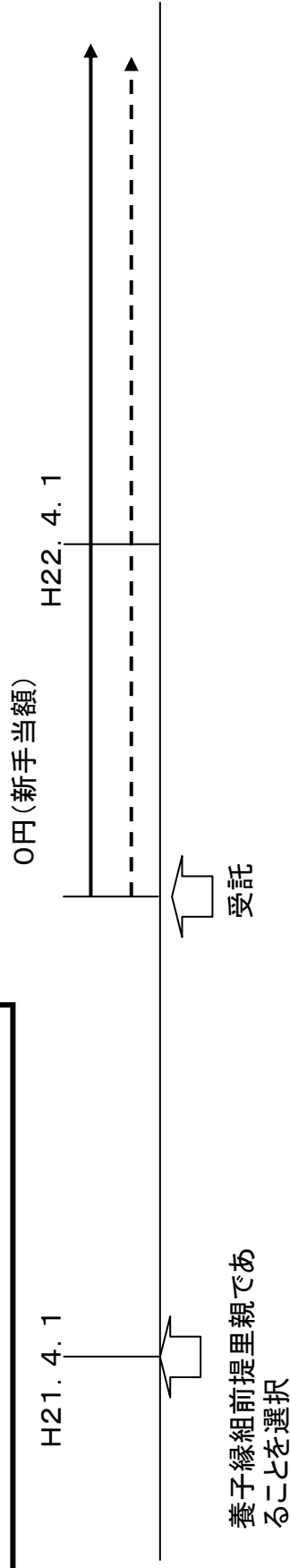
- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親とみなして養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

## ④ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出たが、事情により施行日後に研修を受けた場合

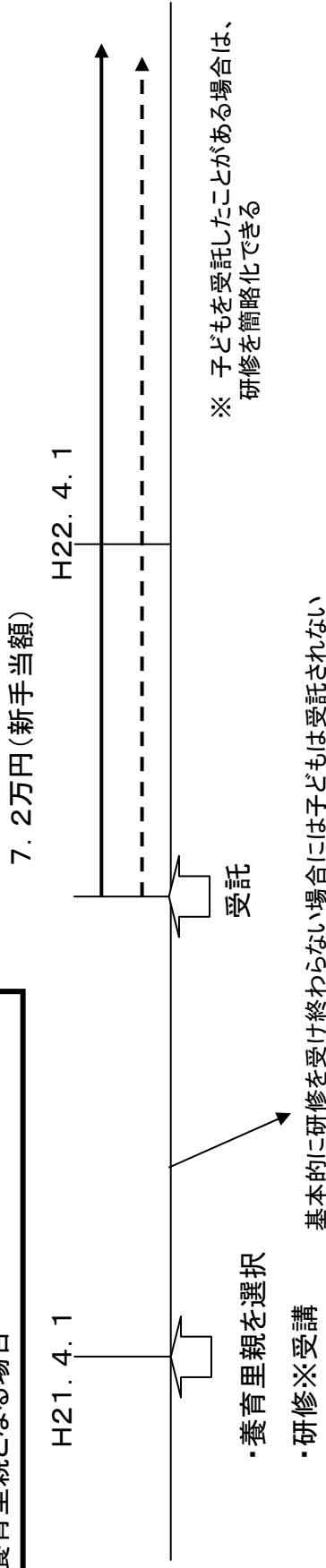


# 里親の認定登録に関する経過措置（施行日に未受託の場合）

## ⑤ 養子縁組を前提とする場合



## ⑥ 養育里親となる場合



※ 子どもを受託したことがある場合は、研修を簡略化できる

・施行日までに養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、養育里親名簿へ登録しない。

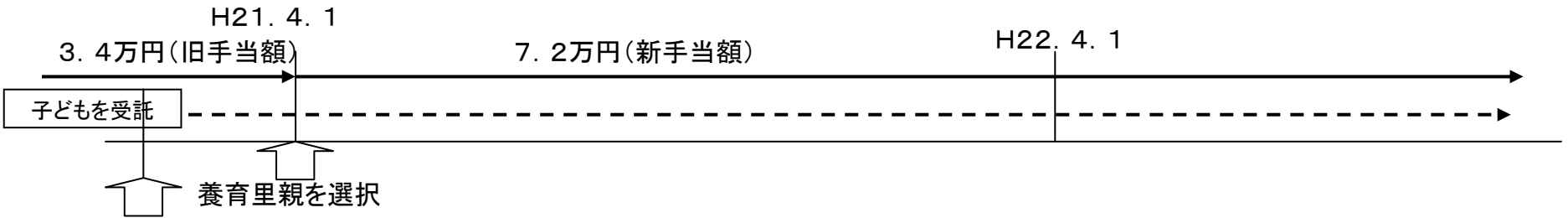
・施行日までに養育里親を希望する旨の申し出があった場合には、平成22年3月31日までに養育里親研修を受講する（施行日まで受講してもよい。）

・養子縁組を前提とする場合も養育里親となる場合も施行日までに申し出ない場合については、いったん、養育里親とみなす。その上で、平成22年3月31日までに養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、養育里親研修を受講するかする。いずれも選択しない場合は、平成22年3月31日に名簿から取り消す。

（養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、その時点で養育里親としての登録を取り消す。）

# 里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)

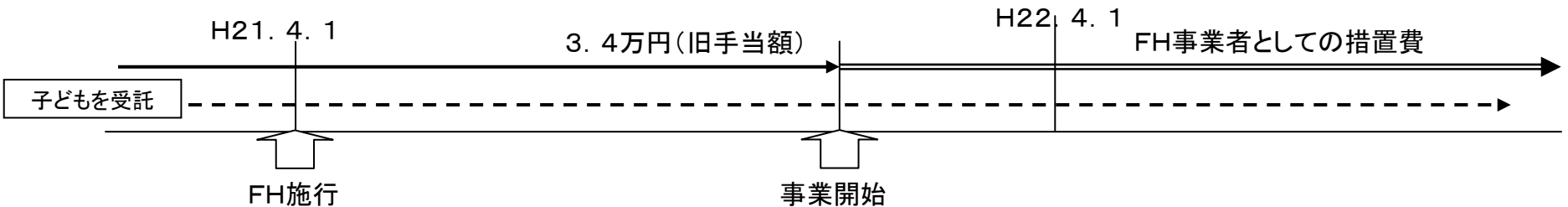
## ⑦ 施行日に現に5人以上子どもを受託しており、養育里親となる場合



- ・研修※受講 ※ 研修受講できない場合には、平成21年度中のいずれかのタイミングで研修を受講
- ※ 現に委託児童を養育しているため、研修の一部(講義の一部と実習)の免除が可能。

- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

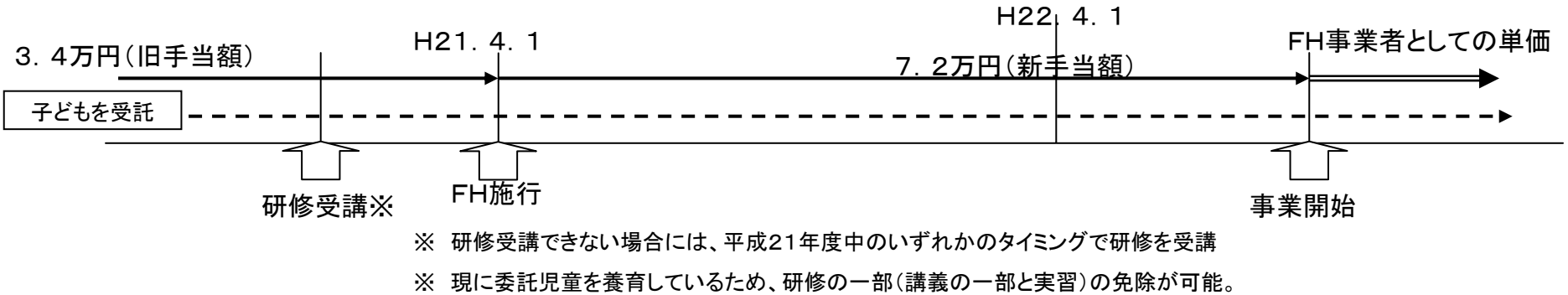
## ⑧ 施行日に現に子どもを5人以上受託しており、22年4月1日までにファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日にいったん、養育里親とみなされる。(養育里親研修を受講していなければ旧手当額を支給。)現に受託している子どもを受託している間は5人以上受託できる。
- ・1年以内にファミリーホーム事業を開始すれば、研修は受講しなくてよい。ファミリーホーム開始後は新たな子どもを受託する場合であっても、5人以上の子どもを受託できる。

# 里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)

## ⑨ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日前に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- (22年4月1日までにFHを開始できない場合は、22年4月1日までに養育里親研修を受講し、いったん、養育里親となる必要がある)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。

## ⑩ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日後に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合

